

# 庁議の概要

開催日：H16.7.12

## 項 目

- 1 財政危機への対応(総務部)
- 2 国庫補助負担金改革への対応(総務部)
- 3 アウトソーシングについて(総務部)

## 内 容

- 1 財政危機への対応(総務部)

### [説明]

知事より、高知県が最も早くから財政構造改革に取り組んできたが、三位一体改革の影響で今後非常に厳しい財政状況が予想され、このままでは財政再建団体に陥る。県民生活を守るためにもこの事態の回避に向けた危機対応が必要である事を説明した後、意見交換を行った。

説明の詳細は[こちら](#)からご覧になれます。

### [主な意見]

- ・ 9月議会ではもう少し具体的にどうするかという事があったほうがいいので、各部局においては8月に事務事業の見直しをしてほしい。
- ・ 財源見通しの中で、3兆円の税源移譲についてどういう扱い(財源のカウント)になっているのか。  
示された税源移譲は見通しが立っていないので、税源移譲後のことは考慮していない。国は「地方が支障なく財政運営を行えるように税源移譲する」と言っているが、その内容は不明だ。
- ・ 対外的には、三位一体改革のせいでこれほど高知県が苦しい状況になるということを使うのか。  
そのとおりであるが、これは(財源の)量の面での話なので、質の面を抜きに三位一体改革全体を評価することはできない。しかし、今までのところ、(三位一体改革の)質的な面での良い点(一般財源の増による裁量の余地の増大など)は伝わってこない。
- ・ (配布資料に)「(県単事業の)補助金の徹底の見直し」とあるが、(高知県の)財政状況が危機的であるからといって市町村への補助金を切るのはいかなるものか。国がしていることと同じことを市町村に対して県がしないよう適切な対応をしていく必要がある。
- ・ 「地方は無駄遣いをしている」とマスコミは言い、県は努力してきたと言うが、今までの財政支出や人員規模が適正だったかどうかの理由も要るのではないか。  
二度の財政構造改革を行った上で、節度を持って財政運営を行っているの、その点は自信を持って言っていると思う。財政力指数の弱いところ(県)、交付税をもらっているところ(県)ほど、努力して改革を行っている。
- ・ 財政再建団体の基準を暫定的に引き下げるとか、純粋な赤字県債を認めるということではないのか。  
総務省でも基準を引き下げるとい議論はない。財政再建団体の基準を超えてなお起債をすると、弱小団体の起債を引き受ける金融機関がなくなったりするので慎重にしなければいけない。
- ・ 財政再建団体の基準である5%の具体的な金額は高知県の場合いくらか。  
高知県の場合は標準財政規模(約2,000億円)の5%なので、100億円少々の赤字が出ると財政再建団体になる。
- ・ 他県においても財政再建団体になる可能性があるのではないか。  
可能性はあると思う。
- ・ この2~3年で勸奨退職をすると、退職金捻出のため逆に財政状況が厳しくなるので、この2~3年の勸奨退職はしないほうがいいのではないか。  
(勸奨退職の制度の拡大を含めた人員計画により)財政健全化債により起債ができ、一時的にはキャッシュフローはよくなるし、将来的にも効果がある。

退職手当債の検討は今していないが、そのうち必要になるかもしれない。

- ・ 努力して行革をした場合、基準財政需要額が減り財政規模が小さくなり、すぐに（財政再建団体の）基準額を超えてしまうようなことになるが、基準財政需要額に上乘せがあるのか。

総務省は基準財政額にどんどん上積みしていくことはない。

そうすると努力するほど早く倒れることになるのではないか。

- ・ 手段として単に歳出を減らすのではなく、県のコアをもっとよく議論する必要があるのではないか。

2年前に4本柱が出ている。また、去年の政策協議でも議論してきた。なお議論する必要があるのか。

- ・ 財政再建団体になると具体的にはどういうことになるのか。

財政再建団体になると、7年くらいの計画を作って、その間は国の管理下におかれる。全ての歳出について管理される。都道府県での例ではないが、福岡県の赤池町の例では、極端に言えば鉛筆一本にいたるまで管理される。単独事業費はゼロで、ラスパイレス指数は90を切っていた。

- ・ 本年度の予算執行に関して、保留を含めた執行制限などをどう考えているか。

今、執行保留になっている予算についても、あまり遅くならないうちに相談したい。

- ・ 配布資料の「投資的経費の見直し」の項で、「分野間の配分比率の見直し」とあるが、配分比率を変えることが目的でなく、必要な事業を精査して積み上げる事が重要であるので、わざわざ記載する必要はないのではないか。

## 2 国庫補助負担金改革への対応(総務部)

三位一体改革に対する今後の対応として、財源移譲を伴わない国庫補助負担金の単純な削減や、本来の三位一体改革とは直接関係のない、地方交付税の一方的な縮減には、きちんと反論していく旨が説明された。

## 3 アウトソーシングについて(総務部)

アウトソーシングの目的について以下のように説明があった。

- ・ 県民サービスの質の向上
- ・ 県庁の自発的なスリム化、コスト削減
- ・ NPO等との協働による人材育成、雇用創出
- ・ 県民の参画、地域の活性化